

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 8 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

今後の新型コロナワクチン接種について（その2）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今後の新型コロナワクチン接種の在り方については、「今後の新型コロナワクチン接種について」（令和4年12月13日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）において、検討を開始した旨をお知らせしたところです。

また、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、「ワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づいて実施することとなる。4月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っているが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。」との方針をお示したところです。

本日開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（以下「基本方針部会」という。）において、今後の新型コロナワクチン接種の在り方に係る技術的論点について取りまとめが行われたため、下記のとおり、その内容についてお知らせいたします。

今後は、基本方針部会における取りまとめを踏まえて、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で議論を行い、3月上旬までに最終的な結論を得ることとしておりますが、引き続き、審議会開催等の都度、その状況をお知らせしていくこととしておりますので、各都道府県及び市町村（特別区を含む。）におかれましては、今後の情報を踏まえて順次必要な準備を進めていただくようお願いいたします。

記

本日開催された基本方針部会においては、以下の見解が取りまとめられた。

1. 2023年度の接種の方針について

①接種の目的及び対象者

まずは、重症者を減らすことを目的とし、重症化リスクが高い者を対象とするが、それ以外の者に対しても接種の機会を確保することが望ましいことから、全ての者を接種の対象としてはどうか。

なお、小児（5歳以上11歳以下の者をいう。以下同じ。）及び乳幼児（生後6月以上4歳以下の者をいう。以下同じ。）については、現時点で従来型ワクチンしか使用できないが、接種できる期間が短かったことから、当面、現在の接種を行うべきである。

②接種スケジュール

秋冬に次の接種を行うべきではないか。

ただし、今後の感染拡大、変異株の状況やワクチンの持続期間に係る新たなデータ、諸外国の動向等を踏まえ、重症化リスクが高い者はもとより、健常人であっても重症化リスクの高い者に頻回に接触する者には、さらに追加して行う接種の必要性に留意する必要がある。

③使用するワクチン

現時点においては、今後の新型コロナウイルスの変異の予見が困難であるため、当面の間、広い抗原性を持った株の成分を含んだワクチン、すなわち、現在使用している従来株とオミクロン株の成分を含む2価ワクチンを使用することが妥当ではないか。

なお、オミクロン株を含む幅広い抗原に対する免疫を獲得するために、現在従来型ワクチンを用いている初回接種や、小児及び乳幼児の接種についても、薬事上使用可能なワクチンがあることを前提に、オミクロン株対応2価ワクチンに早急に切り替えていくことが望ましい。

ただし、今後、さらに新型コロナウイルスの変異に関する知見が蓄積され、仮に流行する株の予測が一定程度可能となれば、流行株へのより特異的な免疫を獲得する観点から、流行すると考えられる株の成分のみを含んだワクチンを使用することも考えられる。

こうした考え方を踏まえ、2023年の秋冬に使用するワクチンについては引き続き、上位の審議会において検討を進め、2023年度早期に結論を得るべきである。

2. 2024年度の接種について

2024年度の接種の在り方については、今回の検討で得られた考察に加え、新たに得られる知見を注視し、2023年中に結論を得られるよう検討を行う必要がある。

また、今後の薬事承認等を踏まえ、新たに別のワクチンが利用可能となった場合、接種に使用するかどうかについては、引き続き、順次検討を行う必要がある。

以上